

佐賀県土木工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県建設工事検査規程（平成13年佐賀県訓令甲第8号。以下「規程」という。）第12条に基づき、地域交流部、農林水産部及び県土整備部における土木工事（以下「土木工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事検査員の任命)

第2条 佐賀県財務規則（以下、「規則」という。）第2条第9号に規定する収支等命令者又は規則第3条の2第1項の規定により再委任を受けた者は、工事検査員を任命するときは、土木工事等検査任命基準（別記1）により行うものとする。

- 2 収支等命令者は、必要に応じて県土整備部長に検査依頼ができるものとする。
- 3 工事検査員の任命は、検査ごとに行うものとする。

(工事検査員の制限)

第3条 収支等命令者が、土木工事について規則第117条第4項の監督を命じた職員（以下「監督員」という。）は、特別な場合を除き、当該工事の工事検査員となることはできない。

(中間検査)

第4条 工事検査員は、中間検査実施基準（別記2）に基づき中間検査を行わなければならない。

- 2 監督者は、当該工事が中間検査を行う必要がある場合は、請負者にその旨を通知するものとする。

(本庁検査の手続)

第5条 現地機関の長（以下「所長」という。）は、本庁検査を要する工事に係る監督・検査・確認申請書が請負者から提出されたときは、本庁執行工事は、当該課長あて、事務所執行工事は、入札・検査センター長あてに提出するものとする。

- 2 本庁の工事検査員は、検査を実施しようとするときは、あらかじめ所長に検査実施日及び検査員名等を通知しなければならない。

(監督員の検査準備)

第6条 監督員は、検査が行われるときは、自ら又は請負者に指示して次に掲げるものを準備しなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 施工管理資料
- (3) 測量機器、カメラ、黒板
- (4) シュミットハンマー等強度検査に必要な機器
- (5) 測点の表示
- (6) その他必要と認められる資料及び用具

(手直し指示等)

第7条 工事検査員は、規程第8条第1項により書面による指示を行うときは、手直し工事指示書(様式第1号)により監督員を通じて行うものとする。

2 工事検査員は、前項の規定により工事の手直しを指示したときは、その内容を収支等命令者に報告するものとする。

(手直し検査)

第8条 請負者から手直し工事の完了の報告を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

(工事成績の評定及び難易度の評価)

第9条 工事検査員は、検査(既済部分検査を除く。)を実施したときは、当該工事の成績についての評定及び難易度についての評価をしなければならない。ただし、請負額250万円未満の工事及び維持工事等(損料や賃料のみの場合を含む。)を除く。

2 工事検査員は、前項の評定及び評価をしたときは、その結果を収支等命令者に報告しなければならない。

(検査結果の報告)

第10条 工事検査員は、規程第11条の規定により報告するときは、監督・検査・

確認結果報告書により行うものとする。

(請負者への通知)

第11条 収支等命令者は、工事検査員より工事成績の評定、難易度の評価及び検査結果の報告があった時は、請負者に対して通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(佐賀県土木工事等検査要領の廃止)

2 平成11年の要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。